別紙様式第十六号の十八第３少額短期保険株式会社の表及び少額短期保険相互会社の表記載上の注意１中⑵を削り、⑶を⑵とし、同記載上の注意１⑷を次のように改め、同記載上の注意１中⑷を⑶とする。

⑷　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

②　株式会社が当中間会計期間又は当中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第十六号の十八第３少額短期保険株式会社の表及び少額短期保険相互会社の表記載上の注意１中⑸を⑷とする。

別紙様式第十六号の十八第５の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第５の表記載上の注意４中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の十八第６の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第６の表記載上の注意４中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意５の次に次のように加える。

６　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の十九第２の２⑴の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第十六号の十九第２の２⑴の表記載上の注意１⑾を次のように改める。

⑾　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第十六号の十九第２の２⑵の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第十六号の十九第２の３⑴の表記載上の注意１中⑵を削り、同記載上の注意１⑶を次のように改め、同記載上の注意１中⑶を⑵とする。

⑶　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

②　株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第十六号の十九第２の３⑶⑴の表記載上の注意１中⑷を⑶とする。

別紙様式第十六号の十九第２の３⑶の表記載上の注意１中⑵を削り、同記載上の注意１⑶を次のように改め、同記載上の注意１中⑶を⑵とする。

⑶　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（銭単位）

②　株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第十六号の十九第２の３⑶⑷の表記載上の注意１中⑷を⑶とする。

別紙様式第十六号の十九第２の３⑶⑹の表記載上の注意１中⑵を削り、⑶を⑵とする。

別紙様式第十六号の十九第２の３⑹の表記載上の注意１中⑵を削り、⑶を⑵とする。

別紙様式第十六号の十九第２の５の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第２の５の表記載上の注意４中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の十九第２の６の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第２の６の表記載上の注意４中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意５の次に次のように加える。

６　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の二十第２の２⑴の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の２から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第十六号の二十第２の２⑴の表記載上の注意１⑭を次のように改める。

⑭　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第十六号の二十第２の２⑵の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の２から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）